

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 22 日

各消費生活協同組合（連合会）  
代表理事 殿

東京都生活文化スポーツ局  
消費生活部取引指導課長

「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の  
一部改正に係る消費生活協同組合（連合会）への周知について

標記の件に関して、厚生労働省から事務連絡が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

## 記

### 送付資料

1. 事務連絡【都道府県あて】（金融庁障害者差別解消対応指針）
2. 事務連絡【大臣認可組合あて】（金融庁障害者差別解消対応指針）
3. 金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針  
（令和5年12月22日）
4. [別紙] 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例
5. 【新旧対照表】金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針

### <連絡先>

東京都生活文化スポーツ局消費生活部  
取引指導課生活協同組合担当  
電話：03（5388）3060  
FAX：03（5388）1332  
E-mail：S1121402@section.metro.tokyo.jp